

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (7)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (7)

#### 第三章 国民の権利及び義務

##### — 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

憲法第19条「思想及び良心の自由」は、自由権の中の精神的自由権のひとつです。

#### 自由権

- 精神的自由
- 経済的自由
- 身体的自由 ※

#### ※ 身体的自由権の内容

- 奴隷的拘束・苦役からの自由
- 適正手続の保障
- 刑事手続の保障 (不当に逮捕されない権利など)

#### 第十九条 【 思想及び良心の自由 】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 条文説明

思想及び良心の自由は、精神的自由権の中でも最も根幹にある考え方です。何故かと言うと、思想及び良心の自由とは心の中で何を思ってもよいという自由だからです。

第19条は、思想及び良心といった内心の自由を侵してはならないことを明言しています。国家によって、特定の思想や良心を強制、推奨することは禁止されます。

なお、「思想及び良心の自由」は「公共の福祉」による制約は認められません。「公共の福祉」による制約が意味するものは、人権を制約するにはその他の人の人権によってしか制約されないということです。どういうことかと言えば、思想及び良心の自由は外部に内心が出ていない状態ですから、他人の人権と衝突することは考えられないからです。したがって、内心を外に出すと「表現」として、言論や出版などの外部的行動として「表現」された場合に、公共の福祉による制限の対象となります。

#### 事例. 「三菱樹脂事件」(昭和48年12月、最高裁判決)

会社が社員を採用する場合、応募者の思想やそれに関連する事柄を調査したところ、応募者は在学中、学生運動に参加していたことなどを隠していました。採用後、試用期間が終わり、調査に対して虚偽の申告をしていたことを理由に本採用が拒否されたため、憲法19条に反するとして争われました。

第一審では、会社側の本採用は解雇権の濫用であるとして、原告勝訴の判決を下し、第二審では、入社の際、応募者にその政治的思想・信条に係る事項を申告させることは憲法19条、14条に違反するとし、これに対し、最高裁判所は、憲法19条は国や地方公共団体と私人との関係を規定するものであって、私人間の関係を規定するものではないとし、企業が特定の思想・信条の持ち主の採用を、それを理由として拒否することも企業の自由であるとし、高裁へ差し戻した。

なお、後に原告は会社と和解し、会社に復帰しました。

#### 第二十条 【 信教の自由 】

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 条文説明

信教の自由は、精神的自由権の中でも大切な権利の一つです。本条は、信教の自由を保障するとともに、国による宗教活動の禁止を明確に規定しています。それは、政教分離の原則と言われ、本条文では\_\_\_\_\_の部分で、内容は以下の三点です。

1. 国が宗教団体に特権を与えることの禁止。
2. 宗教団体が政治上の権力を行使することの禁止。
3. 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

ただ、一切の「宗教活動」が禁止されるかと言えば、そうではなく、最高裁判所によると、

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

日本では「①行為の目的に宗教的意義があり、②その効果として特定の宗教の援助・助長・促進または圧迫・干渉になるもの」だけが宗教的活動にあたるとしています。したがって、地鎮祭やクリスマスツリーを公立病院に置く行為などは、特定の宗教の援助をしているとは言えず、宗教的意義も見いだせない、範囲を広げすぎるのはやりすぎとして、判断がなされています。

#### 「信教の自由」の内容三点

1. **信仰の自由**・・・個人が宗教を信仰し又は信仰しないこと、宗教を変更すること又は放棄することの自由を意味します。
2. **宗教的行為の自由**・・・宗教上の礼拝・祈祷、祝典・儀式・行事その他布教などを自由に行うこと。同時に、このような行為をしない自由やこのような行為に強制的に参加されない自由を意味します。
3. **宗教的結社の自由**・・・宗教団体を設立したり、それに加入する自由、またそのような行為をしない自由を意味します。

ただし、このような信教の自由も、絶対的に保障されるわけではなく、他人の権利や利益と衝突する場合には、必要最小限度の制限を受けることもあります。

条文3項に関しては、首相の靖国神社参拝が問題とされています。首相は常に国民を代表する立場であり、玉串料を出し、神式の礼拝方式で参拝を行う以上は、国の行う宗教活動ではないかと問題が提起されるからです。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.